古物営業新規許可申請

<table>
<tr><th colspan="3">必要書類・手数料等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="3">許可申請書</td><td>別記様式第１号その１～４　正本１通</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人申請</td><td colspan="2">履歴書</td><td>最近５年間の略歴を記載した書面</td></tr>
<tr><td colspan="2">住民票の写し</td><td>本籍が記載されているもの。（外国籍の者にあっては、国籍等が記載されているもの。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">身分（身元）証明書</td><td>準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発行。</td></tr>
<tr><td colspan="2">誓約書</td><td>古物営業法４条１号から９号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法人申請</td><td colspan="2">定款</td><td>原本に相違ない旨の記載</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人の登記事項証明書</td><td>履歴事項全部証明書。法務局で発行。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">役員全員に係る</td><td>履歴書</td><td>最近５年間の略歴を記載した書面</td></tr>
<tr><td>住民票の写し</td><td>本籍が記載されているもの。（外国籍の者にあっては、国籍等が記載されているもの。）</td></tr>
<tr><td>身分（身元）証明書</td><td>準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発行。</td></tr>
<tr><td>誓約書</td><td>古物営業法４条１号から８号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理者</td><td colspan="2">履歴書
住民票の写し
身分（身元）証明書</td><td>個人、法人役員に同じ（営業者等と同一人物の場合は省略可）</td></tr>
<tr><td colspan="2">誓約書</td><td>古物営業法１３条２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</td></tr>
<tr><td>ＨＰ等を利用する場合</td><td colspan="2">ＵＲＬを使用する権限を疎明する資料</td><td>「プロバイダ等からのドメイン割り当て通知書等の写し」又は「ドメイン取得サイトにある「ドメイン検索」、「ＷＨＯＩＳ検索」を実施し、検索結果の画面を印刷したもの」など。</td></tr>
</table>

古物市場主申請	古物市場ごとの規約	古物市場の開閉の日時、取引の要領等を記載した書面。
	古物市場に参集する古物商の名簿	古物市場に参集する主たる古物商の住所及び氏名を記載した名簿。
手数料（福井県証紙）		19,000 円（金額が変更となる場合があるので必ず事前に申請窓口等で確認してください。）

※　未成年者が申請する場合は追加の添付書類があります。